

第2章

計画の内容

① 男女共同参画を進めるための人づくり

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識を高め、理解を深めることが必要です。また、特に女性の参画が少ない分野については、女性自身が力をつけ、主体的に行動していくことを支援する必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画についての広報・啓発、男女共同参画の視点にたった教育・学習を推進します。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

三原市の審議会等における女性委員の割合は、21.7%（平成18（2006）年4月1日現在）となっていますが、委員会については5.1%と女性の占める割合はまだ低い現状があります。また、市職員の女性管理職の割合も年々高くなっているものの、5.8%（平成18（2006）年4月1日現在）にとどまっています。

市民意識調査の結果によると、市が今後力を入れて取り組んでいくべきこととして、「政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する」という意見が上位にあがっています。**図1**

男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができるよう、人材育成に取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

図1 今後力を入れて取り組んでいくべきこと



1 人材育成の充実

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
人材育成の充実	審議会等の委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するために必要な学習機会の充実を図ります。	青少年女性課	継続
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の理解を広めるとともに、人材育成の場としてセミナーを開催します。また、男性の参加を促進します。 ●市民企画の「三原いきいきセミナー」の開催 現状値(H18) 年3回 → 目標値(H23) 年5回	青少年女性課	拡充

2 審議会等における女性の参画促進

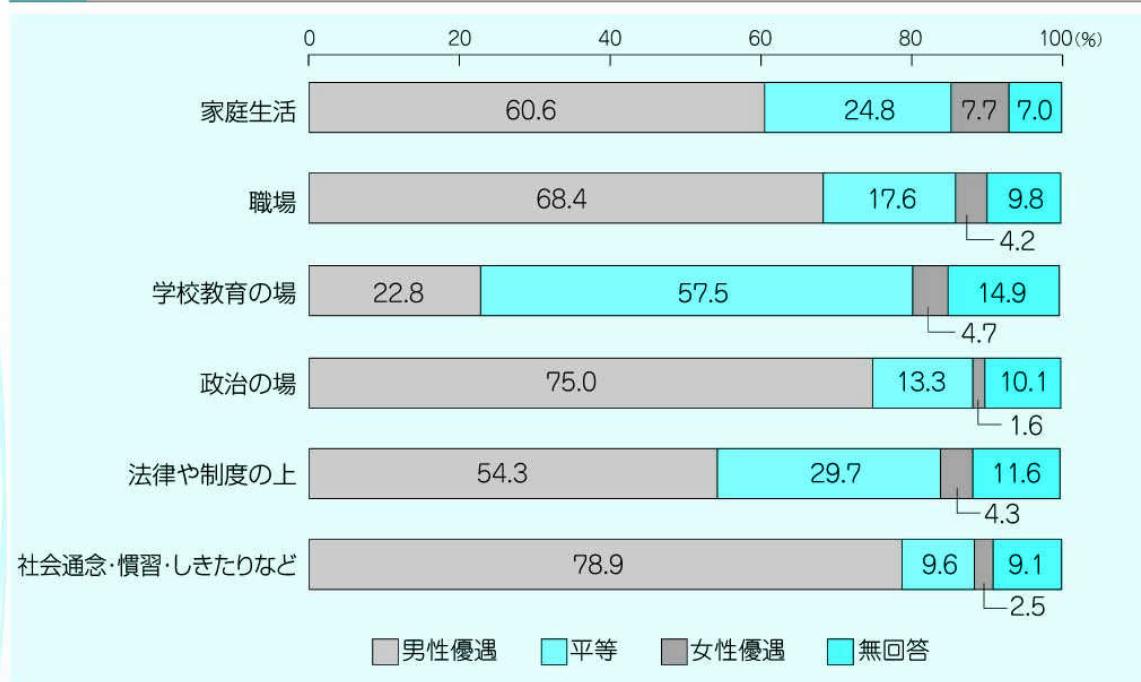
施策項目	内 容	担当課	今後の方向
各種審議会における女性の参画促進	審議会等へ積極的に女性を登用するよう、関係課、関係機関等へ積極的に働きかけます。また、女性のいない審議会等の解消に努めます。 ●各種審議会における女性の参画促進 現状値(H18) 女性委員の割合 21.7% → 目標値(H23) 女性委員の割合 30.0%	職員課 青少年女性課	拡充

(2) 広報・啓発の充実

市民意識調査の結果によると、男女の地位の平等感についての項目では、「家庭生活」や「職場」の場面で男性の方が優遇されていると感じている人が6割を超えて多くなっています。また、とくに「政治」や「社会通念・慣習・しきたりなど」については、男性優遇を感じている人が7割を超え、男女の不平等感は依然として根強く残っているものがあると考えられます。**図2**

このため、広報や啓発により男女共同参画の意識を一層高め、社会的気運を醸成し、社会制度や慣行の中にある男女の固定的な役割分担意識^{7*}の見直しにつながる広報・啓発・情報提供を推進していきます。

図2 男女の地位の平等感



男女共同参画社会に関する市民意識調査(平成17(2005)年 三原市)

1 広報・啓発活動の充実

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
情報誌『with YOU』の発行	<p>男女共同参画社会の実現をめざす情報誌を発行します。より多くの人の目に留まるようPRに努めます。</p> <p>●情報誌『with YOU』の発行(年2回)</p> <p>現状値(H18) 各5,000部 → 目標値(H23) 各45,000部</p>	青少年女性課	拡充
あらゆる機会における広報・啓発活動の充実	<p>広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙などあらゆる機会、媒体を活用して「三原市男女共同参画プラン」について広報・啓発を推進し、「男女共同参画社会」の理念や内容の普及・啓発に努めます。</p>	青少年女性課	継続
	<p>広報紙、市のホームページで「三原市男女共同参画プラン」の広報・啓発をし、広報人権啓発シリーズのコーナーで、内容の普及・啓発をします。</p>	秘書広報課	継続

2 情報の収集・発信の充実

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
情報の収集・発信の充実	<p>男女共同参画に関する各種情報の収集・提供、定期的な調査実施等による市民意識の把握を行います。</p>	青少年女性課	継続

(3) 教育・学習の推進

市民意識調査の結果によると、社会全体でみた場合の男女の地位の平等感についての項目で、男性優遇を感じている人が7割を超える多数を占めています。**図3** また、全国調査の結果と比較しても、「家庭」「職場」「政治」などの分野で、三原市では男性優遇を感じている割合が高い傾向があります。**図4**

人の意識や価値観は、幼少のころから家庭や学校、地域などのあらゆる環境の影響を受けています。男女共同参画の意識を育てるために、家庭、学校、地域における男女平等の教育や学習の果たす役割は重要です。このため、家庭、学校、地域のそれぞれの場において男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実を図ります。

図3 社会全体でみた場合の男女の地位の平等感



図4 男女の地位の平等感 全国調査との比較



1 人権教育・啓発の推進

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
家庭における人権教育・啓発の推進	<p>家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発冊子等の配布・啓発ビデオの貸出 	人権推進課	継続
地域における人権教育・啓発の推進	<p>各町内会、各事業所等が行う学習会や研修会へ人権啓発指導員を派遣し、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるための啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域への人権啓発指導員の派遣 ●人権啓発冊子等の配布・啓発ビデオの貸出 	人権推進課	継続
	<p>地域において人権に関する教育、啓発に取り組むことができるよう社会教育団体の活動やボランティア活動等への支援を行います。</p>	人権推進課	継続
学校等における人権教育・啓発の推進	<p>学校、幼稚園、保育所等においては、あらゆる教育活動を通じて人権教育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権意識を高めるための、体験・参加型学習の導入 	人権推進課	継続

2 出前講座の充実

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
出前講座の周知	<p>各課が実施している出前講座について、情報提供を積極的に行い、市民が利用しやすいようにしていきます。</p>	全 課	継続
講座内容の充実	<p>各講座内容については、男女共同参画の視点を取り入れたものとなるよう配慮します。</p>	全 課	継続

3 学校等における男女平等教育の推進

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
男女平等を推進する教育・学習の充実	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女平等の意識を育てる教育（保育）を行います。	児童保育課 学校教育課	継続
多様な選択を可能にする教育の充実	子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等について、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。	学校教育課	拡充
教材や指導資料等の調査・研究	教材や指導資料、教育内容について男女共同参画の視点で調査・研究を行います。	学校教育課	継続

4 教育・学習機会の充実

施策項目	内 容	担当課	今後の方向
多様な学習機会の提供	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、各種の生涯学習の機会を積極的に提供します。	生涯学習課	継続
男女共同参画に関する講座の開催	出前講座や老人大学等の講座の中で、男女共同参画に関する講座の開催に努めます。	生涯学習課 青少年女性課	継続
学習活動への参加促進	職業をもつ男女、育児中の女性等誰もが参加しやすいように、託児の充実や時間帯や場所の工夫に努めます。	生涯学習課 青少年女性課	継続
男女の家事・育児能力の育成	関連する各種講座等の中で、男女の家事・育児能力の向上を図るためのプログラムを組み入れます。	保健福祉課 生涯学習課 青少年女性課	拡充